

船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市で事業活動を営む中小企業等が行う新製品開発・新技術開発事業のうち、その効果が十分期待できるものに対して助成し、本市産業の振興に寄与することを目的とする。

2 船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金の交付に関しては、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 この要綱に定める船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げる者とし、市税の滞納がある者を除く。ただし、市長が必要があると認める場合はこの限りでない。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、新規製品を開発、試作又は研究するための事業、既成製品に著しい改良を加えた製品を開発、試作又は研究するための事業、新技術若しくは新生産方式などによる製品開発、試作又は研究するための事業及びこれらに相当する事業であって市長が特に必要と認めた事業とするものとする。

2 前項で市長が特に必要と認めた事業については、認定証を事業者に交付するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に支出する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
- (2) 機械装置の購入又は借用に要する経費

- (3) 工具器具の購入に要する経費
- (4) 設計、デザイン、加工及び性能検査等外部への委託に要する経費
- (5) 産業財産権の導入に要する経費
- (6) 技術指導の受入れに要する経費
- (7) その他市長が適当と認める経費

2 補助対象経費につき、国、地方公共団体又は公共的団体等から助成を受けるとき又は受けたときは、当該助成額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の3分の2以内の額（千円未満の端数は、切り捨てる。）で一の補助対象者につき単年度に100万円を限度とする。ただし予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査した上で、補助金交付の可否を決定し、船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という）は、当該事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金実績報告書（第3号様式）に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときも同様とする。

(額の確定等)

第9条 市長は前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金確定通知書(第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定による額の確定を受けた補助事業者は、速やかに船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金請求書(第5号様式)により、市長に請求するものとする。

(評価委員会の設置)

第11条 市長は、第7条に規定する補助金の交付決定に関しては、船橋市新製品・新技術開発促進事業評価委員会(以下「委員会」という)を設置し、必要な事項を審査し、その結果を参考とするものとする。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、補助金の交付等に関し必要があると認めたときは、委員会に意見を求めることができる。

(委員会の構成及び意見の聴取)

第12条 前条に規定する委員会は、6名以内の委員で構成する。委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命し、任期は1年とする。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

2 委員会には委員の互選による委員長を置き、委員長は、委員会の総務を整理する。

3 市長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(委員の災害補償)

第13条 評価委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

（交付決定の取り消し又は補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

別表

	補助対象者	「第1号様式」交付申請書に添付する書類	「第3号様式」実績報告書に添付する書類
a	<p>中小企業者</p> <p>但し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、且つ本市内に主たる事業所を有し、1年以上継続して事業を営む者又はベンチャープラザ船橋に入居している者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業概要書 ② 事業説明書 ③ 資金計画書 ④ 定款 ⑤ 会社案内、会社パンフレット ⑥ 登記簿謄本 ⑦ 市税納付状況の調査に関する承諾書【但し、船橋市で課税されていない場合は、納税証明書(法人市民税)】 ⑧ 特許・実用新案・意匠登録等がある場合には、その登録証の写し ⑨ 公的機関から申請事業にかかる助成金等を受ける又は受けたことがある場合にはそれを確認できる書類 ⑩ その他市長が必要と認める書類 	
b	<p>個人事業者</p> <p>但し、申請日の前日から起算して一年以上継続して本市内に住民登録がある者又はベンチャープラザ船橋に入居している者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人経歴書 ② 事業説明書 ③ 資金計画書 ④ 住民票 ⑤ 市税納付状況の調査に関する承諾書【但し、船橋市で課税されていない場合は、納税証明書(個人市民税)】 ⑥ 特許・実用新案・意匠登録等がある場合には、その登録証の写し ⑦ 公的機関から申請事業にかかる助成金等を受ける又は受けたことがある場合にはそれを確認できる書類 ⑧ その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業報告書 ② 所要経費報告書 ③ ②に記載した経費の支出がわかる領収書の写し ④ 事業実施の成果物等 ⑤ その他市長が必要と認めるもの
c	<p>企業グループ又は団体</p> <p>但し、構成員の半数以上が上記a又はbに該当するものであって、且つ構成員の中に資本金の額が3億円を超える企業を含まないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① グループ（団体）概要書 ② 事業説明書 ③ 資金計画書 ④ 構成員すべての登記簿謄本（但し、構成員が個人事業者の場合は住民票） ⑤ 市税納付状況の調査に関する承諾書【構成員すべてに関するもの。但し、船橋市で課税されていない場合は、納税証明書（法人の場合は法人市民税。個人の場合は個人市民税）】 ⑥ 特許・実用新案・意匠登録等がある場合には、その登録証の写し ⑦ 公的機関から申請事業にかかる助成金等を受ける又は受けたことがある場合にはそれを確認できる書類 ⑧ その他市長が必要と認める書類 	

第 1 号様式

船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長あて

所在地
申請者 名称
代表者役職氏名

印

船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金交付要綱第 3 条に定める事業を行いたいので、補助金の交付を受けたく申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の内容
- 3 事業費概算 円
- 4 添付書類 別表のとおり

第2号様式

船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金交付可否決定通知書

年 月 日 号

申請者 所在地
名称
代表者名

船橋市長

年 月 日付申請のあった船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金は、船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する

- ・ 補助金決定金額 金 円
- ・ 交付条件
 - ①補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
 - ②補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。
 - ③補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - ④補助事業等の経理に偽りその他不正がないこと
 - ⑤その他

2 交付しない

- ・ 理由

第 3 号様式

船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長あて

所在地
申請者 名称
代表者役職氏名

印

船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金交付要綱の規定により、補助事業が完了したので、船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金交付要綱第 8 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定日 年 月 日 号
- 2 事業の名称
- 3 交付決定額 円
- 4 補助対象経費精算額 円
- 5 添付書類 別表のとおり

第 4 号様式

船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金確定通知書

年 月 日 号

申請者 所在地
名称
代表者名

船橋市長

年 月 日付で実績報告のあった船橋市新製品・新技術開発促進事業について審査した結果、当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 補助対象経費精算額 円
- 4 補助率 精算額の 3 分の 2 以内、但し 1 0 0 万円を限度とする。
- 5 交付確定額 円

第 5 号様式

船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長あて

所在地
申請者 名称
代表者役職氏名

印

年 月 日付で額の確定のあった船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金について、船橋市新製品・新技術開発促進事業補助金交付要綱第 10 条に基づき、次のとおり請求します。

記

請求金額 円

振込先	銀行	支店
	普通・当座	口座番号
	ふりがな	
	名義人氏名	

企 業 概 要 書

ふりがな 企業名等		ふりがな 代表者名				
所在地等	〒 TEL/FAX E-mail HP アドレス					
設立年月日		資本金	円			
従業員数		事業所数				
業種/ 事業内容						
業績		年/月	売上高	経常利益	純利益	研究開発
	費					
	第 期	/	千円	千円	千円	千円
	第 期	/	千円	千円	千円	千円
第 期	/	千円	千円	千円	千円	
会社略歴		経営者略歴				
主要株主		取引銀行				
保有特許・ 実用新案等						
主要製品						
得意技術						

個人経歴書

(ふりがな) 氏名	
住所等	〒 TEL FAX E-mail HP アドレス
職歴/ 研究歴	
今までに習得した知識・技能等	
保有特許、 実用新案等	
研究開発等の 実績	
事業化等の実績	
会社設立予定 の有無	・ 予定あり (年 月頃) ・ 予定なし 理由
その他 (自由記入欄)	

グループ（団体）概要書

ふりがな グループ名 (団体名)		ふりがな 代表者 名	
代表者 所在地等	〒 TEL FAX E-mail HP アドレス		
その他の構成員名		所在地	
グループ（団体） の沿革			
構成員の主な経歴			
グループ（団体） の事業内容・目的			
保有特許・ 実用新案等			
研究開発等の実績			

事業説明書

年 月 日

事業の名称
事業の概要（どのような技術を開発し、どのように事業を展開していくのか）
事業の目的（なぜこの事業を行おうと考えたのか）
事業の特徴（その事業の独自性、新規性、アピール点など）
地域経済に与える効果
対象事業の市場規模（具体的な販売ターゲットや想定する市場における動向など）
対象事業の意義（販売・経営戦略、技術開発戦略から見た意義）

事業化期間の実施計画（完成までの具体的日程）

事業化までの実施体制（人員体制、実施予定場所など）

事業化終了後の実施計画（生産・販売手段など）

事業化後の決算見込み

	1年目	2年目	3年目
売上高	千円	千円	千円
売上原価	千円	千円	千円
売上総利益	千円	千円	千円
営業経費	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円

その他（自己PRなど）

事業のセールスポイント、自己PR等

所在地
申請者 名称
代表者名

事業の名称	
-------	--

1. 支 出

経 費 区 分	金 額
(1) 原材料及び副資材の購入に要する経費	千円
(2) 機械装置の購入又は借用に要する経費	千円
(3) 工具器具の購入に要する経費	千円
(4) 設計、デザイン、加工及び性能検査等外部への委託に要する経費	千円
(5) 産業財産権の導入に要する経費	千円
(6) 技術指導の受入れに要する経費	千円
(7) その他の経費	千円
①	千円
②	千円
③	千円
合 計	千円

2. 収 入

区 分	金額
自己資金	千円
借入金	千円
補助金	千円
その他	千円
合 計	千円

所在地
申請者 名 称
代表者名

事業報告書

事業の名称
1. 事業の概要（どのような製品、技術を開発したか）
2. 上記1の特徴（その独自性、新規性、アピール点など）
地域経済に与える効果（これまでの結果と今後の期待される効果）
今後の事業展開・課題
その他

以上のとおり、報告します。

年 月 日

所在地
補助事業者 名称
代表者名

印

所要経費報告書

事業の名称	
-------	--

経費内訳

経費区分	金額	内訳
(1) 原材料及び副資材の購入に要する経費	千円	
(2) 機械装置の購入又は借用に要する経費	千円	
(3) 工具器具の購入に要する経費	千円	
(4) 設計、デザイン、加工及び性能検査等外部への委託に要する経費	千円	
(5) 産業財産権の導入に要する経費	千円	
(6) 技術指導の受入れに要する経費	千円	
(7) その他の経費	千円	
合計	千円	

以上のとおり、報告します。

年 月 日

所在地
補助事業者 名称
代表者名

印